

日本暖地畜産学会 会則

- 第1条 本会は日本暖地畜産学会（Warm Regional Society of Animal Science, Japan）と称する。
- 第2条 本会はわが国暖地における畜産・草地の学術・研究と技術・普及の進展をはかり、かつ、会員相互の連絡・親睦をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は九州、沖縄、山口およびその他の地域に在住し、畜産・草地に関心を有する者をもって組織する。
- 第4条 本会はその事務局を会長あるいは副会長の所属する機関におく。
- 第5条 本会は次の事業を行う。
1. 研究発表会、現地検討会、シンポジウム、講演会、討論会、講習会等の開催
 2. 会誌等の発行
 3. 表彰
 4. 農業・畜産のあり方および農学・畜産学教育に関する提言
 5. その他目的達成のために必要な事業
- 第6条 本会は次の役員をおく。
1. 会長 1名 会務を総括し、本会を代表する。
 2. 副会長 2名以内 会長を補佐し、学会事務の円滑な運営をはかる。
 3. 評議員 若干名 本会の会務を審議する。
 4. 監事 2名 本会の会計を監査する。
 5. 幹事 若干名 本会の実務を担当する。
 6. 地域幹事 若干名 地域における本会の実務を担当する。
- 第7条 会長および監事は選挙によって決定し、その他の役員は推薦および会長の委嘱により決定する。役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は原則として2期を超えないものとする。
- 第8条 本会に名誉会員をおくことができる。
- 第9条 総会は毎年1回これを開催する。ただし必要ある場合は臨時にこれを開催することができる。
- 第10条 総会では会務を報告し、必要事項について協議する。
- 第11条 本会の目的を達成するために必要な委員会を設置することができる。
- 第12条 本会の運営は正会員、学生会員および賛助会員の負担による。それぞれの会費は年4,000円、1,500円および15,000円とする。ただし、名誉会員は年会費の納入を要しない。なお、会費の納入は、原則として前納するものとし、年度の途中で入会した会員は、その年度の会費を全額納入するものとする。また、3年間会費を滞納した会員は、その会員資格を喪失する。
- 第13条 本会の会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第 14 条 この会則の変更は総会の決議による。

附則 1. この会則は 2008 年 10 月 25 日に発効する。

ただし、2008 年 10 月 25 日から 2009 年 9 月 30 日までは、前田芳實氏が会長を、

飛岡久弥氏が副会長をつとめ、事務局は鹿児島大学におく。この間のその他の役員は西
日本畜産学会および日本草地学会九州支部の役員をもって充てる。

2010 年 10 月 16 日 一部改正。施行。

2014 年 12 月 22 日 一部改正。施行。

2016 年 10 月 22 日 一部改正。2016 年度より施行。

2018 年 10 月 20 日 一部改正。2018 年度より施行

2022 年 10 月 29 日 一部改正。2022 年度より施行。